

4月より 新規割引提携施設

会員証提示で
色々なサービスが
受けられます。
是非、ご利用ください。



赤穂ハイッ
兵庫県赤穂市
尾崎向山2470-64
Tel.0791-48-8935



新たんぼ荘
兵庫県篠山市
郡家練兵の坪451-4
Tel.079-552-3111



津名ハイッ
兵庫県淡路市
志筑162
Tel.0799-62-1561



いこいの村はりま
兵庫県加西市
笹倉町823-1
Tel.0790-44-1750



六甲保養荘
兵庫県西宮市
越水社家郷山1-95
Tel.0798-73-1351

◆割引内容 1泊2食付基本料金(飲み物・追加料理は含まない)の**5%**引き。但し、1泊2食10,000円(税別)未満については、基本料金の**3%**引き。

◆対象者 会員及びその家族

米子 鷺見三郎 没後30周年記念コンサート ユースオーケストラ 演奏会

—鷺見恵理子&米子ユースオーケストラ—

◇日時 2015年**3月22日(日)**
開場13:30/開演14:00

◇会場 米子市公会堂 大ホール



入場は、無料ですが「整理券」が必要です。下記のプレイガイドで配布しております。

米子市教育委員会文化課 米子市文化ホール 米子市公会堂
米子市淀江文化センター 米子高島屋 アルテプラザ(米子しんまち天満屋4階) 本の学校今井ブックセンター 今井書店錦町店 アイカ楽器店 他

松葉がに祭

ファイナル

2015年 **3月15日(日)**
10:00~15:00

境港市竹内団地259-2 夢みなとタワー前
境港さかなセンター
Tel.45-1111

美なと亭にて海鮮バイキング2,000円
(消費税込)

会員特典

ジョイサポート会員は、会員証提示で
境港さかなセンター事務所にて

粗品進呈!!

健康

第6回

ポイント



たにぐち クリニック

たにぐち 米子市尾高904-1
クリニック TEL 21-8070



近年、春先にかけて黄砂とともにPM2.5の中国からの飛来が問題となっています。PM2.5は大気中の浮遊粒子物質のうち直径2.5μm以下の微粒子です。自動車からの排ガス、工場から出るすすや煙から排出され、炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、アンモニウム塩、ケイ素、ナトリウム、アルミニウムなどが含まれます。粒子が小さいため肺の奥深くに到達しやすく、喘息の悪化など人体への影響が懸念されています。最近の研究ではPM2.5に含まれる「硫酸イオン」が喘息発作と関連していることが明らかになりました。

環境省では住民に対して注意喚起をするための「暫定的な指針となる値」を設けています。自治体から注意喚起が行われたら、次のような対応を行いましょう。

屋外にいるときはマスクを着用したり、長時間の激しい運動を減らしましょう。マスクは顔の大きさに合ったものが望まれます。

屋内にいるときは不要な外出を避け、換気や窓の開閉を必要最低限にしましょう。空気清浄機の使用も効果が期待できます。



医師
谷口 哲也

(一社)全国中小企業労働者福祉サービスセンター(略称:全福センター)会員の皆様へ

[平成27年度版]

「全福ネット入院あんしん保険」のお知らせ

正式名称: 団体総合生活保険
(医療補償基本特約)

一時払(年額)保険料 団体契約なので掛金(保険料)が割安 約28%の割引が適用されます!

補償内容

団体保険契約期間: 平成27年6月1日午前0時~平成28年6月1日午後4時まで
中途で毎月加入することができます。保険料については、下記募集代理店または幹事代理店までお問い合わせください。

年 齢		入院保険金 日額	H3タイプ 3,000円型	H5タイプ 5,000円型	H10タイプ 10,000円型		
平成27年6月1日時点 での満年齢といたします。							
（一部抜粋例）	20～24歳	4,570円	月換算で 約381円	7,510円	月換算で 約626円	15,020円	月換算で 約1,252円
	30～34歳	5,150円	月換算で 約429円	8,450円	月換算で 約704円	16,900円	月換算で 約1,408円
	40～44歳	5,900円	月換算で 約492円	9,670円	月換算で 約806円	19,320円	月換算で 約1,610円
	50～54歳	9,370円	月換算で 約781円	15,340円	月換算で 約1,278円	30,660円	月換算で 約2,555円

【資料請求・お問い合わせ先】 この保険契約は全福センターを保険契約者とし、全福センターの会員等が被保険者とする団体総合生活保険(医療補償基本特約)団体契約です。

(募集代理店) **(有)エーエージェント**
TEL:0859-24-8020

(幹事代理店)
株式会社全福サポートサービス「全福ネット入院あんしん保険相談デスク」
フリーダイヤル: 0120-055-512 (土日祝日を除く9:30~17:00)

1. 病气・ケガで1日以上入院されたとき

(1回の入院(注1)について60日を限度とします。)

2. 病气・ケガにより手術(注2)を受けられたとき

3. 退院後、通院されたとき

(病气やケガで入院し、退院後に退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金を)お支払いします。1回の入院後の通院について90日を限度とします。

4. 所定の先進医療(注3)による療養を受けられたとき

(注1)「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病气やケガ(医学上重要な関係がある病气やケガを含みます)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

(注2) 傷の処置、魚の目やタコ手術等お支払いの対象外の手術や、お支払い回数に制限がある手術があります。

(注3)「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。いいます。(※)なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません。(保険期間に対象となる先進医療は変動します。)(※)詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。

・このご案内は団体総合生活保険(医療補償基本特約)の概要について説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
・保険の内容は団体総合生活保険(医療補償基本特約)のパンフレットをご覧ください。詳細についてご不明な点は募集代理店または引受保険会社にお問い合わせください。